

科学研究における健全性の向上に関する検討委員会（第2回）

議事次第

日 時：平成25年9月24日（火）15：30～17：30

会 場：日本学術会議 大会議室（2階）

議 題：1) ヒアリング
（海外における研究活動の不正行為に対する対応について）
2) その他

資 料：

資料1 前回議事要旨（案）

資料2 日本学術振興会 浅島誠理事 説明資料

参考資料 日本学術会議におけるこれまでの取組

科学研究における健全性の向上に関する検討委員会（第 1 回）議事要旨

日 時：平成 25 年 8 月 22 日（木）15：30～17：30

場 所：日本学術会議 大会議室

議 題：1) 委員長互選等
2) 関係省庁等からのヒアリング
3) その他

出席者：

<委員>

大西隆委員（委員長）、小林良彰委員（副委員長）、家泰弘委員（幹事）、
春日文子委員（幹事）、大沢真理委員、後藤弘子委員、山本正幸委員、
生源寺委員、須田委員、相原博昭委員、土井美和子委員

<説明者>

文部科学省 科学技術・学術政策局 人材政策課 人材政策推進室 佐藤弘毅室長、
文部科学省 研究振興局 振興企画課 競争的資金調整室 齊藤康志室長、
信州大学 医学部長 福嶋義光教授、信州大学 医学部 市川家國特任教授、
厚生労働省 医政局 研究開発振興課 一瀬篤課長

議事概要：

(1) 委員長の互選により大西委員が委員長に就任し、大西委員長により副委員長に小林委員、幹事に家委員、春日委員が指名された。その後、大西委員長から本会議の審議事項について趣旨説明がなされた。

(2) 関係省庁等からのヒアリングが行われた。

研究活動における不正行為に対する文部科学省の取組について

文部科学省 科学技術・学術政策局 人材政策課 人材政策推進室 佐藤弘毅室長、
同省研究振興局 振興企画課 競争的資金調整室 齊藤康志室長より、資料 1 に沿って説明が行われた。

(説明の概要)

- 直近の動きとしては、文部科学省に研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォースを設置した。
- これまでも、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」、「競争的資金の適正な執行に関する指針」の策定、大学間連携共同教育推進事業による補助を通じた研究倫理教材 CITI Japan プロジェクトの作成支援やその他会議等での不正防止に関する先進事例の紹介等を行ってきた。
- また、研究費の不正使用に関して、平成 24 年度からガイドラインの実施等に関する履行状況調査を行っている。

(質疑応答の概要)

(問) 不正行為に関する告発等の対応についてはどのように考えているか。

(答) 科研費等の補助金事業において、研究機関が告訴した例はあるが、文部科学省が告訴した例はない。

(問) 例えば、研究費の配分に際して一定の研修プログラムの履修を要件とするような事は考えているか。

(答) (独) 科学技術振興機構では、一部ではあるが、研究費配分を行う事業として採択された場合は **CITI Japan** プロジェクトの研修の受講を義務化したところ。そういった手法は、一つの大きな方法としてあり得ると考える。研修の義務化については会長談話でも言及されているが、是非知見をいただきたいと考えている。

(問) 不正行為の防止については、具体的な事例の分析を踏まえての対応も考えているのか。

(答) 研究費の不正使用についてはガイドラインや規定に沿っているかといった観点で分析でき、比較的対応しやすいが、研究活動における不正行為については行政ではわからない部分もあり、対応が難しい。是非知見をいただきたい。

(意見) 研究不正についてはどうしてそのような不正が起こるのかをきちんと分析しないといけない。

CITI Japan プロジェクトについて

信州大学 医学部 市川家國特任教授より、資料2に沿って説明が行われた(説明後の質疑応答においては、市川特任教授に加え、同大 医学部長 福嶋義光教授からの応答があった。)

(説明の概要)

- CITI Japan プロジェクトとは、米国で広く行われ世界標準になりつつある研究倫理教育の **e-Learning** 教材を基に、日本の法律、指針、文化等を加味した日本版の教材を開発し、文科省の補助により6大学で実施している研修プロジェクト。
- このプロジェクトでは、博士課程の学生を対象にしている。倫理教育は、研究者として世界の場で活動していくために必須の土台との考えのもと、国際共通リテラシーとして提供している。
- 研修内容の履修によりミスコンダクトが減るかというデータは、まだ不足しているが、CITI の学習修了者の **66%** が今後より良い研究をする上で役立つと思うかという問いに対して積極的に回答している。

(質疑応答の概要)

(問) この研修のメリットはどういったところか。

(答) 短時間で履修できるという点がメリットとして挙げられる。

(問) 研修の項目をクリアできなかつたら何かデメリットはあるのか。

(答) 特にデメリットがあるというのではなく、クリアできるまで学習を繰り返す。学習すれば内容の8割はクリアできるようになる。

(問) 一度履修した後はどうなるのか。研究者になってからの履修についても必要ではないかと考えるが。

(答) このプロジェクトでは、博士課程に一度履修することとして実施している。その後、研究者になってからの履修については、CITI Japan プロジェクトとは別のコンセプトで、違った観点から考える必要があるのではないかと思う。米国でCITIの研修を履修した際は、3~4年後位に次の履修期限の通知メールが届いたように記憶している。

(問) 履修効果のエビデンスはとれているか。

(答) もう少し経過を見ていかななくてはならないと思っている。しかし、学習すれば意外に知らなかったことが多いものである。そういった「気づき」が得られる研修である。

(意見) 欧米と日本の研究体制の違いの考慮も必要ではないか。欧米では一つの研究室に10名位の研究者がいるのに対して、アジアでは20名位いることがあり、研究リーダーの室員に対する関心が低くなりやすい。そういった研究環境も不正の発生要因の一つとして考えられる。また、研究室に多くの室員を抱えるのは、研究に必要な情報や研究費を得るのに有利だからという事情もあるのではないか。

(問) 医学部の論文では他学部よりもギフトオーサーシップがよく行われるといった話は聞いたことがある。現実にある背景事情もあぶり出していくべきではないか。

(答) まず研究活動における規範を教えていくことが大事。これから研究者になる若い方の倫理観を育むことが重要。

(問) 医系で倫理委員会への申請時に何かの講習を受講したといった履修の申告を求める動きがあるようだが、そのように何らかの形で制度化していかないと事態は進んでいかないのではないか。

(答) そういう取組をする大学が出てきた。例えば、今度大学のソフトウェアを入れ替えるので倫理研修プログラムを取り入れようとする動きをする大学など。

臨床研究における倫理指針、高血圧症治療薬の臨床研究事業に関する検討委員会について
厚生労働省医政局 研究開発振興課 一瀬篤課長より、資料3に沿って説明が行われた。

(説明の概要)

○臨床研究を二つに分けると、一つは薬事法に基づいて医薬品・医療機器の開発のために研究する「治験」と、「治験以外の臨床研究」に分けられる。

○<GCP省令について> 平成8年に日本、米国、EUにおける共通した臨床試験実施基準策定という動きがあり、国内ではそれまで通知のレベルでしか基準が存在していなかったところ、平成9年にGCP省令を交付、以降、薬事法に基づく治験については厳格な規定を置いたGCP省令に基づいて運用している。

<臨床研究に関する倫理指針について> 治験以外の臨床研究については平成15年に「臨床研究に関する倫理指針」(以下「指針」)を策定し、以降指針を順守するよう指導している。

○GCP省令は製品開発が大きな目的であるため研究の質を担保するモニタリングや監査の項目があるが、これに対して指針は被験者保護が最大のテーマであるのでそういった研究の質を担保する項目は取り入れられていない。治験以外の臨床研究において治験レベルの厳しい規制のもとで研究を行うと研究のコストが大きくなり臨床研究の実施促進を阻害することが懸念される。また、GCP省令は基準を破れば罰則が適用されるが指針は告示であり罰則はない。指針は研究者によって適切に順守されており、だからこそあまり厳しい指針としないようにという要望もある。また、GCP基準では記録の保存の義務付けがあるのに対し、指針では現在のところ記録の保存までは求めていない。

○現在、「疫学研究に関する倫理指針及び臨床研究に関する倫理指針の見直しに係る合同会議」(以下「合同会議」)において指針の見直しを行っている。定期的な見直しを行う機会であり、また、疫学と臨床研究と境目が難しくなってきたことを踏まえ両者を統合した際の指針の内容を検討している。以前から被験者保護に加えて研究の質についても検討すべきという意見があり、今回、合同会議において検討項目に上げている。本日午前中に第7回目の合同会議を開催し、中間報告において一定の記録の保存も必要ではないかという提言があった。今後、国民の皆様に御意見を頂きながら具体的に見直しを進めていく予定。

○「高血圧症治療薬の臨床研究事業に関する検討委員会」(以下「検討委員会」)の第1回目の会合を開催した。学術会議からも委員を推薦してもらい、山本委員に入らせていただいている。できるだけ公開の場で色々な関係者から御意見を伺って事実解明と今後の再発防止策を検討してまいりたいと考えている。

(質疑応答の概要)

(問) 検討委員会の今後の審議スケジュールとどのようなアウトプットを想定しているのかの見通しを伺いたい。

(答) 第一回目の会合で、大臣から、9月末までになんらかの形で（アウトプットを）示すよう指示があった。焦点を絞って事実解明を行っていくのであろうと思う。例えばある程度の証拠が出てくるのであればその証拠を踏まえて次のステップに進むものと思う。

(問) 検討委員会での検証について、時間の制約があるのでかなり難しいとは思いますが実際に何が起こったのかをしっかりと解明しないといけない。

(答) 時間的な制約があり、9月末までに詳細な事実解明までは終わると思っていない。どなたに何をお聞きすべきかということ整理して事実解明を進めていくことになる。また、時間の制約上、委員会とは別に少数精鋭の形で関係者からのヒアリングを行う場を設け、出来る限り事実解明をしていきたいと考えている。

(問) 治験以外の臨床研究に含まれる研究の幅が大きすぎるのではないかという気がする。市販の薬剤の効果に付与するようなものについてはもう少し治験の制度に近づけても良いのではないかと思うが、治験以外の臨床研究をもう少しカテゴライズするような考えはあるか。

(答) そうするとGCP省令の適用範囲を広げるという意味合いになってくると思うので、可能性としては、薬事法の所管課が現在検討中であると思う。

(問) 製薬会社から大学に寄付金が提供され、製薬会社の人間が研究に関わることにしてはどのように考えているか。世間から見れば疑わしい構図に見られやすい。

(答) 特にこのような医薬品に関する研究については企業の社員が研究に一切関わらないということはある得ないと思うが、今回問題になったのは、製薬会社の社員であることを隠していたこと、そして誰かがデータをねつ造していたことである。薬剤メーカーが研究に参加することを認めないということは今のところ考えていない。

(問) 建前上は研究一般に対する奨励という形で寄付がなされていて、実際には特定の研究のために寄付がなされているという場合があると思う。そういうズレが背景にあって、薬の効能のように研究者が必要な分野に寄付金が投入されると、客観的に疑われる構図になる。その構図自体はあまり健全とはいえない。

(答) 奨学寄附金に関しては、建前上、研究者を特定しない形で大学に提出されるものだと思う。どこの誰に何をやってほしいというのは委託研究という形で、日本製薬工業協会からは、奨学寄附金から委託研究の方へ変わっていくというような発言は出ている。ただ、今回の検討委員会で、奨学寄附金とはどういう性格のものかという話を聞く限り、薬剤の開発の為というよりは営業経費という性格のものとして聞いており、それについてはおかしいのではないかという意見も上がっている。

(問) 検討委員会の成果が合同会議での臨床指針の見直しに反映されることはあるのか。

(答) 検討委員会でそのような御意見がもし出れば、それについては合同会議で御議論いただくことになると思う。

(意見) 検討委員会での話では、今回のノバルティスファーマの事案で関わった方はマーケティングの担当の方であった。産業と研究活動の健全な協力関係をどう

築くかという問題になろうと思う。例えば、大学でも「寄附講座」が医学部などは多いと聞く。なぜ特定の部局に寄附が集まるかというと、何らかの相利的な構造があるためということになると思うが、それは世間から見ればやはりおかしい。

(意見) 産学の連携というのは政策から見ても後押しされているが、その基盤環境をきちんと整えていかないと潰れてしまうのではないかと思う。

委員による論点提起

小林副委員長から資料4に沿って論点提起が行われた。

(論点提起の概要)

○不正行為の事前防止策として、行動規範の周知徹底が必要。国大協等を通じて改訂版の行動規範を全国の大学や研究機関に配布したが、その後どうなったかということ調査していただければ一気に行動規範が普及するのではないかと思う。また、行動規範の徹底は、留学生も含めて全ての大学院生、全ての教員を対象として、一年に一度は行動規範の意味を考える機会を持つべきであろうと思う。同時に、地区会議を通じて広げていくことも重要。

学術会議の特徴は、30分野全て揃っているということである。CITI Japanの試みを更に人文・社会科学、生命科学、理学工学といった学問分野ごとの特徴を踏まえた形で研修内容を深め、広めていくといった取組も考えられるのではないか。それについては文部科学省にも協力をいただけるのであれば協力をいただいて、国大協や私大協を通じて、大学において自発的に研修が必修化されるよう促すことも考えられると思う。例えば、大学に対して研修を必修化しているかどうかを聞くアンケートを行うのも一つの手立てとして考えられるのではないか。また、公的研究費の申請時に研修の履修を義務付けると一層広がるのではないかと思う。その際、研究者に善管注意義務が課せられていることを踏まえると、当該研究で雇用される人にも履修を義務付けることも必要ではないか。

○事後対応策について、公益通報をどうするのかということについて明確な一つのフォーマット、通報機関を作る必要があるのではないか。学術会議の特徴の一つである地区会議をいかして、第三者的な通報機関として委員会を設置し、その第三者委員会からの求めに応じて日本学術会議から審査に携わる委員を選定、派遣することを考えてはどうか。

- また、第三者委員会によって不正が認定された研究者が日本学術会議の会員・連携会員であった場合は学術会議の会則に基づき適切に処理することになる。
- 臨床試験制度改革については、本日の幹事会で設置が認められた臨床試験制度検討分科会において詳細な審議を行っていくことになる。当該分科会において、具体的な枠組みを提案できればと考えている。

次に、山本委員から資料5に沿って論点提起が行われた。

(山本委員の論点提起)

- 詳細は次回の会合での話になると思うが、資料5はIAPとIACの共同レポートの抜粋である。ここで述べられているのは、著者・共著者、Journal出版社などの心構えが主に記載されていて、どちらかという研究不正の事前の防止策としての意味合いのことが書かれている。それから、不正が起こった後の対応に関し、アメリカのORIについても資料に付けておいた。
- ORIが調査対象としている研究費は3兆円規模になるが、日本の科研費はその10分の1位である。そのORIでもスタッフは20人に満たない。日本でORI的なものが実現できるかについてはその辺をどう考えるかということもあろうと思う。

審 議

- 研究室の研究成果が大学の評価につながるという構造を認識した上で、そういう点も踏まえて一貫通貫的に考えていく必要があるのではないか。わかりやすい例を挙げると、複数の大学の研究費で研究を行っていても、その研究成果は一つのある大学の成果として世に出されるのはおかしいと思う。どの研究費でどういう成果が出たのかがはっきりしていないといけない。大学の上層部がそういう対応をしているようではいけないと思う。そういうところを正さない限り、研究室からは論文を多く出すほうが良いというような風潮は、若手だけを正そうとしても良い方向に軌道修正されないのではないか。
- 若手研究者だけでなく、教授も行動規範研修を受けていくべき。
- 論文のカウントの仕方については、共著者数を考慮に入れるかどうかは学術分野によって異なるのではないか。
- 臨床研究というのは治験ではないかもしれないが、**Social Responsibility (SR)** という点では大きな意味を持つ研究であると思う。工学分野ではISO26000のSRにのっとり、技術者倫理という形で大学でも教育が行われており企業でも毎年e-learningが行われている。このような工学における動きも審議の参考になるかと思う。
- 先週、ジュネーブで開催されたバイオセキュリティに関する会合に出席してきた。そこでは、バイオセキュリティに関する教育、研修の在り方について議論された。研究者自身に必要なもの、研究者の所属機関が担うべき義務、アカデミアが担うべきこと、**Funding Agency** や **Journal** を含めた広義の社会が担うべ

きこと等に階層化して考えるべきではないかということが紹介された。この審議においても、そういったことも考えるべきではないかと思う。

- 様々な場合を想定して考えるという必要はあると思う。研究がどういう研究で、ヒトに対する研究、モノに対する研究、研究費が企業から直接出ている場合や企業から金銭でなくて機材が提供されている場合など、色々あると思う。また、人文・社会科学の分野でも、民間の **Journal** に若手の研究者が論文を載せる場合に、共著として教授の名前を載せることはある。
- 資料8の「常温核融合」の事例については、発表した研究結果が誤っていたという事例であって、故意に不正を働いたとははっきり言える事例ではないのではないか。掲載されている他の事例とは少し性質の違う事例だと思う。

大西委員長より、会員・連携会員から意見募集を行うことと、次回会合は一ヶ月後に行うことが説明された。

- 閉会 -

(以上)

日本学術会議

科学研究における健全性の向上に関する検討委員会

「研究活動と科学者の倫理」について

～不正対策の国際的な動向を踏まえ～

日本学術振興会理事
日本学術会議連携会員

浅島 誠

2013 年 9 月 24日
日本学術会議

科学者の行動規範と倫理

- (1) 日本と世界の科学者
- (2) ミスコンダクトと倫理
- (3) 諸外国での取り組み

The logo features the text '2ND WORLD CONFERENCE ON RESEARCH INTEGRITY'. The '2ND' is in a large blue font, 'WORLD CONFERENCE' is in a smaller blue font, and 'ON RESEARCH INTEGRITY' is in a green font. A globe icon is positioned between 'WORLD' and 'CONFERENCE'. The background of the logo area is white with a green and yellow geometric pattern of lines and circles.

2ND WORLD CONFERENCE ON RESEARCH INTEGRITY

PAN PACIFIC HOTEL SINGAPORE
21-24 JULY 2010

▶ HOME ▶ HOSTS ▶ PROGRAMME ▶ SPEAKERS ▶ LOCATION ▶ REGISTRATION ▶ RESOURCES ▶ SINGAPORE STATEMENT

To deserve public trust and support, researchers must set and maintain high standards for integrity in all aspects of their work. While major breaches of research integrity are thankfully not common, small and large problems do occur throughout the vast global research enterprise. The World Conferences on Research Integrity represent effort to provide guidance for promoting integrity in research throughout the world.

Building on the discussions begun at the first [World Conference on Research Integrity \(Lisbon 2007\)](#), this second gathering of experts from many different countries, disciplines and leadership roles has a proactive agenda. During the conference and post-conference workshops, participants will exchange information and views and then work together to develop guidelines and recommendations for promoting integrity in research on a global scale.

The main work of the conference will focus on developing recommendations for four key aspects of research integrity:

1. National and international structures for promoting integrity and responding to misconduct,
2. Global codes of conduct and best practices for research,
3. Common curricula for training students and researchers in best practices, and
4. Uniform best practices for editors and publishers.

Participants will also have an opportunity to discuss and consider affirming a general "Singapore Statement on Research Integrity" as a starting point for identifying the fundamental values and principles that are common to research wherever it is undertaken. A draft Singapore Statement is currently available as an [interactive web site](#) to allow participants to begin the discussion of these fundamental values and principles in advance of the Conference itself.

The Second World Conference is aimed primarily at:

2ND WORLD CONFERENCE ON RESEARCH INTEGRITY

PAN PACIFIC HOTEL SINGAPORE
21-24 JULY 2010

[HOME](#) [HOSTS](#) [PROGRAMME](#) [SPEAKERS](#) [LOCATION](#) [REGISTRATION](#) [RESOURCES](#) [SINGAPORE STATEMENT](#)

Speakers

Please click on the photo to view each speaker's profile.



Mr. Daham I. ALANI (SAUDI ARABIA)
Advisor to the Vice President for Research Institutes, King Abdulaziz City for Science and Technology (KACST)



Mr. Jean-Pierre ALIX (FRANCE)
Advisor to Chairman, Science in Society Program, Centre National de la Recherche Scientifique (CNRS)



Professor Howard ALPER (CANADA)
Visiting Executive, International Development Research Centre (IDRC)
Distinguished University Professor, University of Ottawa



Professor Ashima ANAND (INDIA)
Principal Investigator
Exertional Breathlessness Studies Laboratory (DST), V.P.Chest Institute, Delhi University



Dr. Melissa S. ANDERSON (USA)
Professor of Higher Education and Affiliate Faculty, Center for Bioethics, University of Minnesota



Professor Bertil ANDERSSON (Singapore)
Provost, Nanyang Technological University



Dr. Lida ANESTIDOU (USA)
Senior Program Officer, Institute for Laboratory Animal Research, National Academy of Sciences, USA



Professor Douglas N. ARNOLD (USA)
McKnight Presidential Professor of Mathematics, University of Minnesota
President, Society for Industrial and Applied Mathematics (SIAM)



Professor Makoto ASASHIMA (JAPAN)
Director, Organ Development Research Laboratory National Institute of Advanced Industrial Science and Technology (AIST)
Emeritus and Visiting Professor, Department of Life Sciences (Biology), Graduate School of Arts and Sciences, University of Tokyo



Dr. Niils AXELSEN (DENMARK)
Ombudsman for Research Integrity
Statens Serum Institut, Copenhagen

研究公正に関するシンガポール宣言

2010年 9月22日 51ヶ国参加

序文

研究の価値および利益は研究公正に大きく左右される。研究を組織・実施する方法には国家的相違および学問的相違が存在する、あるいは存在しうるが、同時に、実施される場所にかかわらず研究公正の基盤となる原則および職業的責任が存在する。

原則

研究のすべての側面における誠実性

研究実施における説明責任

他者との協働における専門家としての礼儀および公平性

他者の代表としての研究の適切な管理

責任

1. **公正**: 研究者は研究の信頼性に対する責任を負わなければならない。
2. **規則の順守**: 研究者は研究に関連する規則および方針を認識かつ順守しなければならない。
3. **研究方法**: 研究者は適切な研究方法を採用し、エビデンスの批判的解析に基づき結論を導き、研究結果および解釈を完全かつ客観的に報告しなければならない。
4. **研究記録**: 研究者は、すべての研究の明確かつ正確な記録を、他者がその研究を検証および再現できる方法で保持しなければならない。
5. **研究結果**: 研究者は、優先権および所有権を確立する機会を得ると同時に、データおよび結果を公然かつ迅速に共有しなければならない。
6. **オーサーシップ**: 研究者は、すべての出版物への寄稿、資金申請、報告書、研究に関するその他の表現物に対して責任を持たなければならない。著者一覧には、すべての著者および該当するオーサーシップ基準を満たす著者のみを含めなければならない。
7. **物における謝辞 出版**: 研究者は、執筆者、資金提供者、スポンサーおよびその他をはじめとして、研究に多大な貢献を示したが、オーサーシップ基準を満たさない者の氏名および役割に対し、出版物上に謝意を表明しなければならない。

8. **ピアレビュー**:研究者は、他者の研究をレビューする場合、公平、迅速、厳格な評価を実施し、守秘義務を順守しなければならない。
9. **利害の対立**:研究者は、研究の提案、出版物、パブリック・コミュニケーション、およびすべてのレビュー活動における成果の信頼性を損なう可能性のある利害の金銭的対立およびその他の対立を開示しなければならない。
10. **パブリック・コミュニケーション**:研究者は、研究結果の有用性および重要性について公開議論を行う場合、専門的コメントは当該研究者の認識された専門分野に限るものとし、専門的コメントと個人的な見解に基づく意見とを明確に区別しなければならない。
11. **無責任な研究行為の報告**:研究者は、捏造、改ざん、または盗用をはじめとした不正行為が疑われるすべての研究、および、不注意、不適切な著者一覧、矛盾するデータの報告を怠る、または誤解を招く分析法の使用など、研究の信頼性を損なうその他の無責任な研究行為を、関係機関に報告しなければならない。
12. **無責任な研究行為への対応**:研究施設、出版誌、専門組織および研究に関与する機関は、不正行為およびその他の無責任な研究行為の申し立てに応じ、善意で当該行動を報告する者を保護する手段を持たなければならない。不正行為およびその他の無責任な研究行為が確認された場合、研究記録の修正を含め、迅速に適切な措置をとらなければならない。

13. **研究環境**: 研究施設は、教育、明確な方針、および昇進の妥当な基準を通して公正性を促す環境を構築・維持し、研究公正を支援する研究環境を助長しなければならない。

14. **社会的課題**: 研究者および研究施設は、その研究に特有のリスクを社会的利益と比較検討する倫理的義務があることを認識しなければならない。

研究公正に関するシンガポール宣言は、責任ある研究の実施の世界的指針として、2010年7月21～24日にシンガポールで開催された第2回研究公正に関する世界会議(**World Conference on Research Integrity**)の一環として作成された。これは規制文書ではなく、本会議に参加および/または資金提供した国および機関の公式の方針を表すものではない。研究公正に関連する公式の方針、ガイダンス、および規則については、適切な国家当局および組織に助言を求めるべきである。



Montreal Statement

Responsibilities of Individual and Institutional Partners in Cross-Boundary Research Collaborations

Overall Collaborative Responsibilities

- 1. Integrity:** Collaborating partners should take responsibility for the trustworthiness of the collaborative research.
- 2. Trust:** The behavior of all collaborating partners should be worthy of the trust of all other partners. Responsibility for establishing and maintaining this level of trust lies with all collaborating partners.
- 3. Purpose:** Collaborative research should be initiated and conducted for purposes that advance knowledge to the benefit of humankind.
- 4. Goals:** Collaborating partners should agree at the outset on the goals of the research. Changes in goals should be negotiated and agreed to by all partners.



Responsibilities in Establishing and Managing the Collaboration

5. Communication: Collaborating partners should communicate with each other as frequently and openly as necessary to foster full, mutual understanding of the research.

6. Agreements: Agreements that govern collaborative research should be understood and ratified by all collaborating partners. Agreements that unduly or unnecessarily restrict dissemination of data, findings or other research products should be avoided.

7. Compliance with Laws, Policies and Regulations: The collaboration as a whole should be in compliance with all laws, policies and regulations to which it is subject. Collaborating partners should promptly determine how to address conflicting laws, policies or regulations that apply to the research.

8. Costs and Rewards: The costs and rewards of collaborative research should be distributed fairly among collaborating partners.

9. Transparency: Collaborative research should be conducted and its results disseminated transparently and honestly, with as much openness as possible under existing agreements. Sources of funding should be fully and openly declared.

10. Resource Management: Collaborating partners should use human, animal, financial and other resources appropriately.

11. Monitoring: Collaborating partners should monitor the progress of research projects to foster the integrity and the timely completion and dissemination of the work.



Responsibilities in Collaborative Relationships

12. Roles and Responsibilities: Collaborating partners should come to mutual understandings about their roles and responsibilities in the planning, conduct and dissemination of research projects. Such understandings should be renegotiated when roles or responsibilities change.

13. Customary Practices and Assumptions: Collaborating partners should openly discuss their customary practices and assumptions related to the research. Diversity of perspectives, expertise and methods, and differences in customary practices, standards and assumptions that may compromise the integrity of the research should be addressed openly.

14. Conflict: Collaborating partners should seek prompt resolution of conflicts, disagreements and misunderstandings, at the individual or institutional level, as necessary.

15. Authority of Representation: Collaborating partners should come to agreement on who has authority to speak on behalf of the collaboration.

16. Recognition of All Partners: The contributions of all partners in research collaborations, especially junior partners, should receive full and appropriate recognition.

Nature誌より（2013年）

ミスコンダクトは依然として減少していない。特に生命科学では大きな問題となっている。

その中でも生命科学法のトップジャーナルとしての

Nature, Cell, Science でのミスコンダクトは多い。

しかも、1位 アメリカ、2位 ドイツ、3位 日本の順となっており、

これら三つの国は世界の科学のリーダーの国である。

国際競争のし烈化、ポストと予算の減少、教育の不在などを述べている。

世界での「科学者の行動規範について」の動き

1. ICS = International Council of Science
2. GRC = Global Research Council
3. WCRI = World Congress of Research Integrity
4. G-8 Meeting

など、世界的な取り組みが今、なされている。

Statement of Principles for Research Integrity



Preamble

The Responsible Conduct of Research is at the very essence of the scientific enterprise and is intrinsic to society's trust in science. Within the framework of the Responsible Conduct of Research, the basic principles of Research Integrity - namely honesty, responsibility, fairness and accountability – are enshrined in foundational documents ¹ that also describe the responsibilities of researchers and the scientific community.

While researchers and institutions themselves remain ultimately responsible for undertaking research with integrity, research funding agencies have an obligation to ensure that the research they support is conducted in accordance with the highest standards possible. To that end, participants in the 2nd Annual Meeting of the Global Research Council recognize the following Principles to articulate the responsibilities of research funding agencies in creating an international environment in which research integrity is at the core of all activities.

グローバル・リサーチ・カウンシル (GRC)



1. GRC設立の趣旨・経緯

- ◆ 世界各国の学術振興機関の長によるバーチャル・フォーラム
- ◆ 2012年5月にアメリカで開催された“Global Summit on Merit Review”会合 (44か国から46機関が参加)において設立

2. GRCの目的

- ◆ 世界の学術振興機関に共通の課題への対応
- ◆ 学術振興機関間の共通理解・対話の促進
- ◆ 国際研究協力を促進するための共通原則の確認

3. 2012年5月 第1回GRC年次会合 (主催: NSF(米)、於: ワシントンD.C.)

- ◆ 「**科学におけるメリット・レビューの原則に関する宣言**」を採択



4. 2013年5月 第2回GRC年次会合 (主催: DFG(独)、CNPq(ブラジル)、於: ヘルリン)

- ◆ ①**研究公正 (Research Integrity) の原則に関する宣言**及び②**オープン・アクセス (Open Access to Publications) 行動計画**を採択

5. 2014年5月 第3回GRC年次会合(予定) (主催: CAS(中)、NSERC(加)、於: 北京)

- ◆ ①**オープン・アクセス (Open Access to Publications)**及び②**研究者の交流 (Mobility of Researchers)**について議論予定

6. JSPSの取組

- ◆ GRC設立時からJSPSが理事会 (Governing Board) メンバーとして参加
- ◆ 2012年GRCアジア・太平洋地域会合を仙台で開催 (主催: JSPS、JST)
→「**責任ある研究行動に関する仙台宣言**」を採択
 - ✓ 大学等研究機関・研究者の責任ある研究行動の実施を促すための資金配分機関の役割の重要性
 - ✓ 研究の質・研究公正を危うくしないための十分な資金配分の重要性
 - ✓ 研究不正への対応のメカニズム・手続整備の重要性
 - ✓ 大学等研究機関による責任ある研究活動に関する教育訓練プログラム開発の必要性
 - ✓ グローバルな啓蒙運動と国際共同研究における研究不正対応に関する共通理解の促進

Statement of Principles for Research Integrity

From GRC

研究公正の原則に関する宣言

Preamble 前文

責任ある研究行動は科学的な活動における本質であり、社会の科学に対する信頼の中に本来含まれるものである。責任ある研究行動の枠組みにおいて、研究公正の基本原則、すなわち**誠実性、責任、公正性、説明責任の原則**が、数々の基本的な文献(注1)においても明記されており、研究者や科学コミュニティの責任が述べられているところである。

公正な研究を実施するための最終的な責任を有するのは、引き続き研究者や研究機関自身である一方で、研究資金配分機関は、自らが支援する研究活動が可能な限り高い水準で実施されることを担保する責務がある。このため、グローバルリサーチカウンシル第2回年次会合の参加者は、以下の原則を確認し、研究資金配分機関が研究公正をあらゆる活動の核心とする国際的環境を創設する責任を明示する。

Principles 原則

Leadership リーダーシップ

Research funding agencies must lead by example in the responsible management of research programs.

研究資金配分機関は研究プログラムの責任ある管理について、模範を示して率いなければならない。

Promotion 普及啓発

Research funding agencies should encourage institutions to develop and implement policies and systems to promote integrity in all aspects of the research enterprise.

研究資金配分機関は、研究機関が研究活動のあらゆる側面における公正性を普及するための実行方針やシステムを開発するよう、奨励すべきである。

Education 教育

Research funding agencies should promote continual training in research integrity, and develop initiatives to educate all researchers and students on the importance of research integrity.

研究資金配分機関は、研究公正に関する継続的な訓練を普及させ、全ての研究者や学生に対して研究公正の重要性を教育するためのイニシアチブを開発すべきである。

Transparent Processes 手続きの透明性

Research funding agencies should, within the scope of their mandate, publish policies and procedures to promote research integrity and to address allegations of research misconduct.

研究資金配分機関は、それぞれの権限の範囲内で、研究公正を普及啓発し、研究不正の申立てに対応するための方針や手続きを公表すべきである。

Response to Allegations of Misconduct 研究不正の告発への対応

During any investigation of misconduct², research funding agencies should support a process that values accountability, timeliness and fairness.

研究資金配分機関は、いかなる研究不正(注2)の調査の段階においても、説明責任、適時性、公正性を重んじるようなプロセスを支持すべきである。

Conditions for Research Support 研究支援のための条件

Research funding agencies should incorporate integrity in research as a condition for obtaining and maintaining funding by researchers and institutions.

研究資金配分機関は、研究者や研究機関が資金を獲得し、保持するための条件として、研究における公正性を含めるべきである。

International Cooperation 国際協力

Research funding agencies will work cooperatively with partners to support and facilitate research integrity worldwide.

研究資金配分機関は、世界的に研究公正を支援し促進するために、パートナーと協力して取り組む。

1 For example: the Singapore Statement, the InterAcademy Council IAP Policy Report, and the European Code of Conduct for Research Integrity.

2 Breaches of research integrity can include, but are not limited to, plagiarism, fabrication and falsification.

例えば、シンガポール宣言、国際学術会議IAP Policy Report、欧州研究公正行動規範などがある。研究公正の侵害には、盗用、ねつ造、改ざんが含まれるが、これに限らない。

研究世界の市場化と競争主義の進展

「教育」の不在

アカデミックな立場での師弟関係の再構築
研究における倫理教育

原因は個人かシステムか？

研究者を取り巻く圧力

成果主義：特許・一流誌へのaccept

利害の衝突

競争的資金の増加

スター研究者の必要性

任期制

大規模研究・共同研究の増加

研究組織にゆとりがなくなる

人間関係が競争的になる

十分な検証なしに発表を急ぐ

科学者(学術会議も含めて)科学者の「行動規範」 に関して、今改めて問い直されてきている

- 2011年3月11日の東日本大震災後の科学者の発言と行動
 - ・いくつかの事故調査委員会の報告や日本学術会議の今後の役割
 - ・NAS(アメリカ科学アカデミー)の行動など
- 2011年9月～2012年3月トリインフルエンザ遺伝子改変に端を発した生命科学研究のあり方
- 各国の経済変化、科学の著しい進歩(情報など)と競争の激化への対応



今後、課題先進国の日本が国内外の国民や科学者、一般社会から
いかに信頼されるか問われている

日本の大学において学部や大学院の時にカリキュラムの中に科学者の行動規範や倫理性を教えることが必要である



2007年10月 化学同人発行「科学を志す人びとへ」
ほかに東北大、早稲田大、名古屋大等も刊行

Office of Research Integrity



1992年設立

公衆衛生庁下の研究助成プロジェクトを対象に、科学研究の不正行為を調査する機関として設立

ORI Newsletter

不正行為の事例等を公開する

(2006年2月24日
BTJジャーナルセミナー
愛知淑徳大学文学部
山崎茂明氏報告資料より)



VOLUME 14, NO. 1

[HTTP://ORI.HHS.GOV](http://ORI.HHS.GOV)

DECEMBER 2005

Office of Research Integrity

The *ORI Newsletter* is published quarterly by the Office of Research Integrity, Office of the Secretary, Health and Human Services. It is distributed to applicant organizations, institutions and PHS activities to facilitate pursuit of a public interest in handling allegations of misconduct and promoting integrity in PHS-supported research.

Office of Research Integrity NEWSLETTER

Chinese NSF Makes 59 Misconduct Findings

The National Natural Science Foundation of China (NSFC), that country's leading basic research agency, has found 59 scientists guilty of research misconduct in the last two years, but has published detailed information including the names of the respondents in only three cases, according to *Science*. (9/16/05)

Falsification was found against 40 percent of the respondents, plagiarism against 34 percent, fabrication or theft of data against 7 percent, and other misconduct against 19 percent.

The committee concluded that Su Bingyin, a neurologist at the Third Military Medical University in Chongqing, included ghost researchers in his grant proposal, plagiarized from other applications and altered biographical information; that Cui Jianwei, a postgraduate student in accounting at Jilin University, took a thesis from an American university web site, translated it into Chinese, and published it in a Chinese magazine; that Li Guibao, a lab director at the Institute of Water

ORI Intro to RCR Available In Three Languages

A Chinese translation of the *ORI Introduction to the Responsible Conduct of Research* was published in October making that publication available in three languages.

A Japanese translation of the booklet was published earlier this year by Maruzen Co., Ltd., Tokyo. The text was translated by Shigeaki Yamazaki, Department of Library & Information Science, Aichi

研究公正局(ORI):不正行為への対処

科学界の警察としてではなく、

- ① 教育・啓蒙活動
- ② 積極的な情報公開
- ③ 責任ある科学研究をテーマにした
研究活動への助成

等の活動を通して、研究環境・風土の改善を促す。

ORIによる対処モデルの提示

大学など研究機関がPHS (Public Health Services)から研究助成を受けるためには、

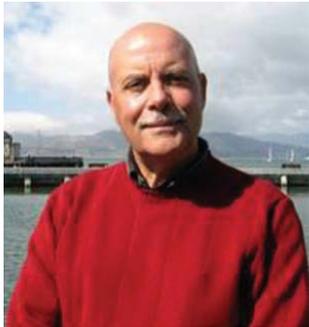
- ① 研究ポリシー
- ② 不正行為対処手順
- ③ 対応部署

を定める必要がある。

ORI Model Procedures for Responding to Allegations of Scientific Misconduct (PDF file)

http://ori.dhhs.gov/documents/model_procedures_responding_allegations.pdf

ORI (Office of Research Integrity) とは



1992年、科学公正局(OSI)と科学公正審査局(OSIR)の統合により、医療担当次官補事務局(OASH) 内部に公正研究局(ORI)が設立

- ・米国保健福祉省に属する研究公正を指揮、監督する機関。
- ・米国公衆衛生局(NIH等)の研究が対象。
- ・予算: 約900万ドル

David E. Wright, Ph.D.
Director, ORI

OASH OFFICE OF RESEARCH INTEGRITY (Dollars in Thousands)

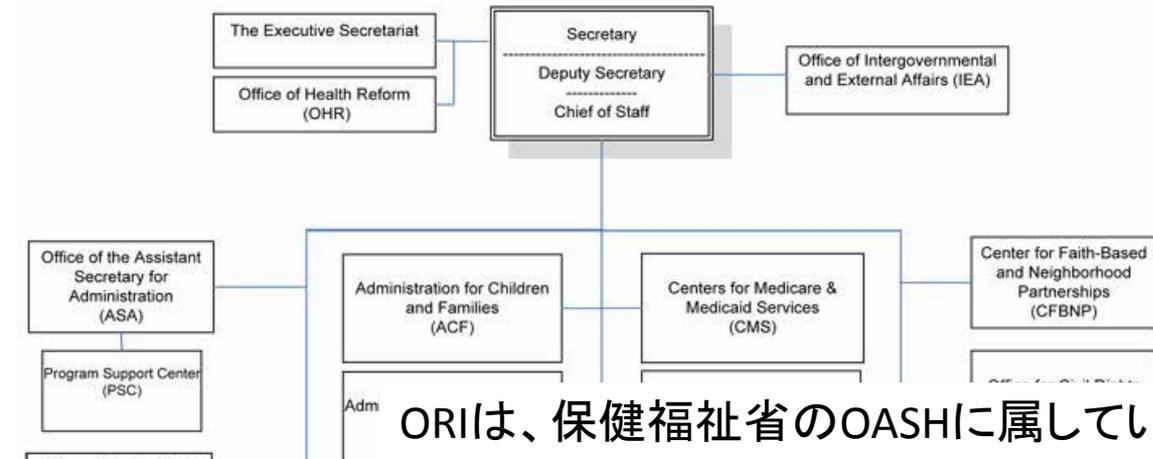
| | FY 2012 Actual | FY 2013 CR | FY 2014 President's Budget | FY 2014 +/- FY 2012 |
|------------------|-------------------|---------------|----------------------------------|---------------------------|
| Budget Authority | 9,027 | 9,027 | 9,027 | 0 |
| FTE | 24 | 24 | 24 | 0 |

**Reimbursable Funding

<http://www.hhs.gov/budget/fy2014/secretary-congressional-justification.pdf>

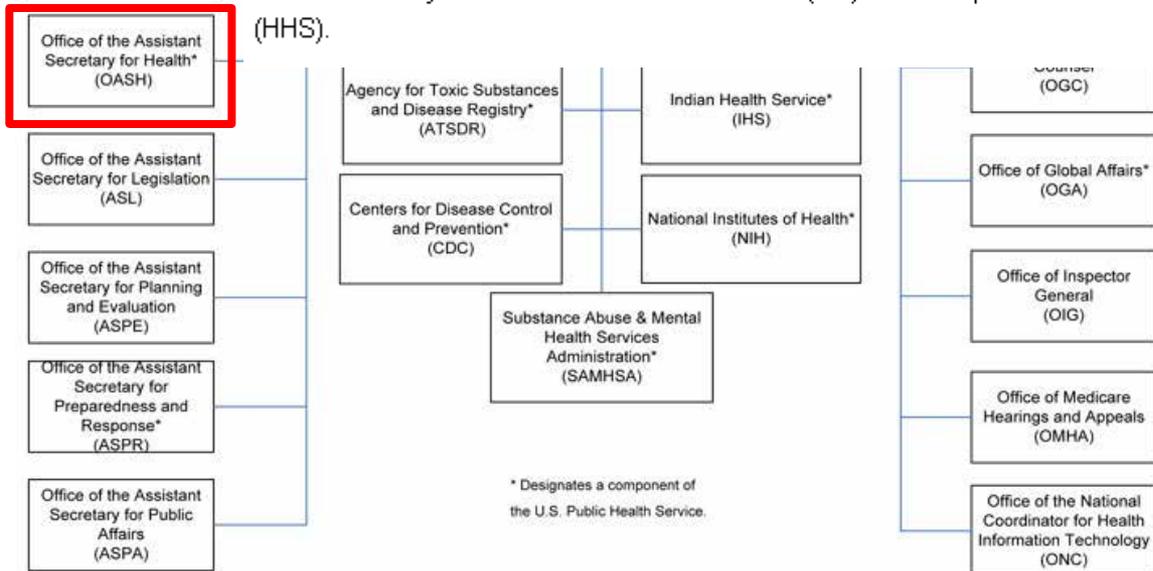
ORIの組織上の位置付け

米国保健福祉省の組織図



ORIは、保健福祉省のOASHに属している。

Organizationally, ORI is located within the **Office of the Assistant Secretary for Health (OASH)** within Office of the Secretary of Health and Human Services (OS) in the Department of Health and Human Services (HHS).



* Designates a component of the U.S. Public Health Service.

(参考) NIH、NSFでの研究不正への取り組み

NIH

保健福祉省（HHS）の2000年の決定を受けて、同省の国立衛生研究所（NIH）が助成するすべてのグラントも、研究倫理教育を行うことが助成金支給の必須条件となった。

責任ある研究活動（RCR）の促進自体を目的とするグラントに関しては、国立衛生研究所（NIH）のフォガティ国際センター（Fogarty International Center）⁸が、研究公正局（ORI）に頼らない自前のグラントとして、“International Research Ethics Education and Curriculum Development Award (Bioethics)”という事業を2000年以降実施してきた。これは、研究のボーダーレス化が進み、米国以外の発展途上国等においても、責任ある研究活動・研究倫理等に関する教育を推進する必要があるとの認識のもとに、開発・実施されてきたものである。

NSF

国立科学財団（NSF）においては2009年に、同財団へグラント申請を行う全ての研究者に対して、研究倫理教育の計画を申請書の中に盛り込むことが助成金支給の必須条件となった。

責任ある研究活動（RCR）の促進自体を目的とするグラントとしては、①科学・数学・工学の倫理に関する情報を集約する「オンラインセンター」の開発を支援する”Ethics in Science, Mathematics, and Engineering Online Resource Center (Ethics Resource)”と、②分野・機関・国をまたがる全研究分野における、倫理教育の向上を目的とした研究・教育を支援する”Ethics Education in Science and Engineering (EESE)”が実施されている。

その採択課題及び成果は、国立科学財団のウェブサイトから簡単に検索することができる⁹。

科学者の責任とBiosecurity

科学者として得られる自由は、社会の繁栄と安全を促進する責任の下で付託されている。

バイオテクノロジーの発展に伴う様々な問題に対処するためには単なる対処機構の設置だけでは不足であり、抽象的なようだが倫理的側面を強化する必要があるだろう。

用語の定義

Biosafety

危険な生物剤や生命科学技術から、ヒトや環境を守る

Biosecurity

危険な国家やヒト等から、生物剤や生命科学研究成果
(技術)を守るための、教育、監視、規制、捜査等を含む
包括的活動

Dual Use

研究開発成果とその産物、技術が人類の平和や健康、
経済の発展に寄与する一方、他者の悪用や軍事転用に
よりヒトや環境に重篤な影響を与えること

科学の発展と人類への脅威の拡大

物理学 核兵器(原子力爆弾・水素爆弾)

化学 化学兵器(サリン等・枯葉剤等)

生物学 生物兵器(ウイルス・バクテリア等)

科学の発展は様々な問題を解決し、人類の繁栄に貢献してきた。
しかし一方で新たな脅威をもたらしている。



これらの脅威に対処する適切な方法(具体的なスキーム)
を追求し続ける必要がある。

「貧者の核兵器」としての生物兵器

- ① 生物兵器は、安価に製造できることと、想定される破壊的な効果の大きさから、「貧者の核兵器」と呼ばれ、大量破壊兵器として位置づけられる。
- ② さらに、根本的に生物兵器の効果は非常に残酷であり、人道的見地からしても許容すべきでないと考えられる。
- ③ 近年、途上国や自由主義社会以外の特定の国家、あるいはテロリストによる使用が懸念されている。
- ④ しかし生物兵器の開発は20世紀初頭から日本を含む先進諸国で行われたものである。また、生物兵器は高度に複雑化した社会において特に効果を発揮する為、我々自身の安全保障という観点から、これを特に大きな問題と位置づけて取り組む必要がある。

生物兵器の拡散防止の取組み

生物兵器禁止条約(BWC)とオーストラリア・グループ(AG)

- ① 両者は共に生物兵器拡散防止を目的とした国際的取組みである。
 - AG: 規制対象の生物剤を具体的に列挙。
 - BWC: 生物剤を特定しないが、禁止する目的を規定している。
(即ち、平和利用以外の開発・製造・保有の禁止)
- ② AGは特定の生物兵器関連資材の輸出管理をすることで、検証規定の無いBWCに実効性を持たせるという補完的役割も果たしている。
- ③ ただしAGは条約で無く紳士協定であり、あくまで各国国内法で対処する。

残された課題

- 科学者(専門職, 組織人として, 個人のアイデンティティは多面的)の自己責任と説明責任
- 各機関が作るべきの行動規範(政府, 府省、大学、独法機関、学協会、医学関係, 法曹, 倫理...)
- ファンディング機関のチェック機能(科学研究, 専門職ペナルティーなど)
- 組織の対応, 世代の責任, 職業教育の再評価
- 日本としての行動規範の作成と教育システム
 - 行動規範・綱領などに基づく教育・啓蒙
 - ウェブサイトの構築(各種データベース, リンク)
- 国際的な同等性, 共通性

研究活動の不正行為への対応に関する科学研究費助成事業における運用方針

| 不正行為への関与に係る分類 | | 学術的・社会的影響度 行為の悪質度 | 除外 期間 | |
|---|---------------------------------------|--|---|----------|
| 不正行為に関 与した者 | ア) 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者 | | 10年 | |
| | イ) 不正行為があった研究 に係る論文等の著者 | 当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者) | 当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度高いと判断されるもの | 5～7 年 |
| | | | 当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいと判断されるもの | 3～5 年 |
| | 上記以外の著者 | - | 2～3 年 | |
| ウ) ア)及びイ)を除く不正行為に関与した者 | - | 2～3 年 | | |
| 不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者) | | 当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度高いと判断されるもの | 2～3 年 | |
| | | 当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは不正行為の悪質度が小さいと判断されるもの | 1～2 年 | |

○ 研究に関する不正の告発受付窓口

<文部科学省の競争的資金に係る研究活動の不正行為(研究成果の捏造、改ざん、盗用)及び研究費の不正使用及び不正受給に関する告発受付窓口について>

文部科学省では、平成18年8月の科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会報告「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm) (※研究活動の不正行為に関する特別委員会へリンク)や、本年2月の文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」等を踏まえ、文部科学省の競争的資金に係る研究活動の不正行為及び、研究費の不正使用及び不正受給に関する告発受付窓口を以下のとおり設置していますので、お知らせします。

(告発等を受付ける際の留意事項)

- ・ 告発等を受付ける際には、告発者の氏名・連絡先、不正を行ったとする研究者・グループ、不正行為や不正使用・受給の態様(内容や年度等を含む)、不正行為とする科学的根拠あるいは不正使用・受給とする根拠、使用された競争的資金等について確認させていただくとともに、調査にあたって告発者に協力を求める場合があります。
- ・ また、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合には、告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発がありうることを申し添えます。
- ・ この窓口は研究活動の不正行為、研究費の不正使用・不正受給に関する受付窓口です。その他の事案に関する御相談等は各担当にお尋ねください。



独立行政法人

科学技術振興機構

Japan Science and Technology Agency

独立行政法人科学技術振興機構

独立行政法人科学技術振興機構の事業に係る研究開発活動の不正行為 (研究成果の捏造、改ざん等) 及び研究費の不正な使用の告発受付窓口の設置について

科学技術振興機構では、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月8日 文部科学省科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会報告)及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日 文部科学大臣決定)を踏まえ、当機構の実施する事業に係る研究開発活動の不正行為及び研究費の不正な使用の告発受付窓口を以下のとおり設置しましたので、お知らせします。

【告発を行う際の留意事項】

1. 研究開発機関に所属する研究者が行った不正行為及び研究費の不正な使用については、原則として、当該研究開発機関が調査を行うことになることをあらかじめご承知置きください。
2. 告発を受け付ける際には、告発者の氏名・所属・連絡先、不正を行ったとする研究者・研究グループ、不正行為及び不正な使用の態様、不正行為及び不正な使用と考える根拠、不正が行われた機関の事業や使用された競争的資金等の名称、機構以外の研究機関等に対する告発の有無を確認させていただきます。また、告発者に調査への協力を求める場合があること、調査の結果告発が悪意に基づいて行われたと認定された場合には告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発等がありうること、告発に係る調査を実施するため他機関に告発内容を開示する場合があることをあらかじめご承知置きください。

日本学術振興会からのお知らせ

科学研究費補助金に係る研究活動の不正行為について



独立行政法人
JSPS 日本学術振興会
Japan Society for the Promotion of Science

○ 科学研究費補助金に係る研究活動の不正行為について

本会は、平成24年1月に獨協医科大学から提出を受けた「獨協医科大学における研究者の不正行為に係る調査報告書」について、「研究活動の不正行為への対応に関する規程」（平成18年本会規程第19号。以下、「規程」という。）等に基づき検討を行った結果、科学研究費補助金に係る研究活動の不正行為を行った研究者等に対し、下記のとおり措置を講ずることとしました。

1. 措置の対象者

服部 良之（獨協医科大学医学部 教授）

「不正行為があったと認定された研究に係る論文等の不正行為に関与したと認定された著者」（規程第14条第1項第1号）に該当。

2. 措置の内容

平成24年度から平成28年度までの5年間、本会の所管するすべての競争的資金等への応募・申請を制限する。

3. 不正行為が行われた競争的資金及び交付額

競争的資金等名：科学研究費補助金

研究種目：基盤研究（C）

研究課題名：テトラヒドロピオプテリンの血管内皮保護作用とその機序に関する検討

交付額：平成20年度 2,470千円

4. 不正行為の内容

獨協医科大学医学部 服部 良之教授が責任著者である10編の論文において、47箇所の画像の流用等のデータ改ざんが行われた。

該当論文については、責任著者であった服部教授が論文作成の全ての業務を担っており、上記不正行為は服部教授のみが関与していた。

5. 研究機関が行った調査結果（概要）

日本学術会議におけるこれまでの取組

第18期(H11.10～H14.9)

●学術と社会常置委員会 において審議

⇒平成15年6月 報告「科学における不正行為とその防止について」公表

○平成16年12月 会長コメント「科学における不正行為とその防止」について」公表

第19期(H14.10～H17.9)

●学術と社会常置委員会 において審議

⇒平成17年7月 報告「科学におけるミスコンダクトの現状と対策—科学者コミュニティの自律に向けて—」公表

○学術の在り方常置委員会において審議

⇒平成17年8月 報告「新しい学術の在り方-真の science for society を求めて-」公表

第20期(H17.10～H20.9)

●平成17年10月 科学者の行動規範に関する検討委員会を設置

⇒平成18年10月 声明「科学者の行動規範について」公表

第21期(H20.10～H23.9)

○平成23年8月 提言「国民の健康増進を支える薬学研究—レギュラトリーサイエンスを基盤とした医薬品・医療機器の探索・開発・市販後研究の高度化を目指して—」公表

第22期(H23.10～H26.9)

●平成24年5月 日本学術会議改革検証委員会 学術と社会及び政府との関係改革検証分科会を設置

⇒平成25年1月 声明「科学者の行動規範—改訂版—」公表

○平成25年5月 会長談話「真に成果の出るNIH構築のために」公表

○平成25年7月 会長談話「科学研究における不正行為の防止と利益相反への適切な対処について」公表

●平成25年7月 科学研究における健全性の向上に関する委員会設置